

現況届に関する付属書類（※下記2項目のいずれかに該当する方のみご提出ください）

下記のとおり相違ありません。

年 月 日 氏 名

①養育費等に関する申告書

○ 前年(1月から12月までの1年間)に受け取った養育費について、裏面の記入要領に従って記入して下さい。

支払人（2人以上いる場合）	受取人	養育費の額	受取状況（〇〇万円×△ヶ月、振込・手渡し）
	母又は父・児童	円	
	母又は父・児童	円	
	母又は父・児童	円	
	母又は父・児童	円	
合 計	母又は父	円	
	児童	円	

②16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書

私の令和6年所得税法上の扶養親族のうち、前年(請求日が1月から6月までの間にある場合は、前々年)の12月31日において年齢が16歳以上19歳未満であった者について、以下のとおり申し立てます。
この申立書により申し出る16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の人数は、所得税及び住民税における内容と相違ありません。

●所得税法上の扶養親族のうち、16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族の有無について
（参考）平成18年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた方

- ・ 有 （ 人）
- ・ 無

●上記で有とした場合の16歳以上19歳未満(平成18年1月2日から平成21年1月1日までの間に生まれた方)の控除対象扶養親族

	フリガナ 氏名	続柄	生年月日	同居・別居	別居の場合の住所及び 令和6年中の就労の有無	(※審査)
1			平成 年 月 日	同・別	住所	該当・非該当
					就労 有 ・ 無	
2			平成 年 月 日	同・別	住所	該当・非該当
					就労 有 ・ 無	
3			平成 年 月 日	同・別	住所	該当・非該当
					就労 有 ・ 無	
4			平成 年 月 日	同・別	住所	該当・非該当
					就労 有 ・ 無	
計 人						(一般扶養親族 人)

※別居かつ就労有の場合は市町村長による証明書が必要な場合があります
※上記の※の欄は記入する必要はありません。

①養育費等に関する申告書の記入要領

1 この申告書の目的・趣旨

この申告書は、前年に前夫又は前妻から養育費を受け取っているかどうか、さらに受け取っている額を確認するためのものです。

2 養育費について

・前夫（児童扶養手当の支給対象となっている児童の父。以下同じ。）又は前妻（児童扶養手当の支給対象となっている児童の母。以下同じ。）から前年（1月から12月までの1年をいいます。ただし、1月から6月までの間に請求する場合には、前々年をいいます。）に、受給者（母若しくは父）又は児童が受け取った金品その他の経済的利益（以下「養育費」といいます。）がある場合には、その額を記入して下さい。

・養育費は、児童扶養手当法施行令第3条により、児童扶養手当制度における所得となりますので、正確に申告して下さい。

・養育費の合計額の欄に記入した額を、新規認定請求書の【27】の欄又は現況届の【13】の欄に記載して下さい。

・養育費として含まれるのは、具体的には次のとおりです。

1 「養育費」とは、次の要件のすべてに当てはまるものをいいます。

- ① 児童扶養手当を受給している者が母親の場合には、監護している児童の父親が、児童扶養手当を受給している者が父親の場合には、監護し、かつ生計を同じくしている児童の母が払ったものであること。
- ② 児童扶養手当を受給している者が母親の場合には、受け取った者が母親又は児童（母親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。）、児童扶養手当を受給している者が父親の場合には、受け取った者が父親又は児童（父親又は児童の代理人も含まれます。以下同じ。）であること。
- ③ 父親から母親若しくは児童に支払われたもの、又は母親から父親若しくは児童に支払われたものが金銭又は有価証券（小切手、手形、株券、商品券など）であること。
- ④ 父親から母親若しくは児童へ、又は母親から父親若しくは児童への支払い方法が、手渡し（代理人を介した手渡しを含みます。）、郵送、母親、父親名義又は児童名義の銀行口座への振込みであること。
- ⑤ 「養育費」、「仕送り」、「生活費」、「自宅などローンの肩代わり」、「家賃」、「光熱費」、「教育費」など児童の養育に関係のある経費として支払われていること。

2 したがって、次のようなものは「養育費」には含まれません。

- ① 児童扶養手当を受給している母親が監護している児童の父親以外の者から支払われたもの、又は父親が監護し、かつ、これと生計を同じくしている児童の母親以外の者から支払われたもの
- ② 母親、父親又は児童以外の者が受け取っている場合
- ③ 支払われたもののうち、前年における児童扶養手当の受給対象児童以外の養育費として支払われたもの
- ④ 支払われたものが、不動産（土地、建物等）、動産（車、家財道具等）の場合
- ⑤ 支払方法が、母親、父親又は児童以外の者への手渡し、郵送、口座振込の場合
- ⑥ 「慰謝料」「財産分与」として支払われる場合

（注）1 受給者が未婚の母親である場合

父親が児童の認知をしており、かつ、上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

2 自分の子だけでなく、他の子も養育している場合

自分の子の養育に必要な費用を受け取り、それが上記1に当てはまる場合、「養育費」に該当します。

◎養育費かどうか分からない場合は、市役所の担当者にお尋ね下さい。

・前夫又は前妻が複数あり、それぞれから養育費を受け取った場合には分けて記入して下さい。また、区分欄には区別できるよう前夫又は前妻の名前等を記入して下さい。前夫又は前妻が1人の場合には、支払人欄は空欄で結構です。

・受取状況欄には、次の例に従って記入して下さい。

例1 毎月5万円で12か月間受け取っている場合は、「月々5万円、12か月分」と記入

例2 4月、8月、12月の3回に、それぞれ1万円、3万円、5万円を受け取っている場合は、「年3回、1万円、3万円、5万円」と記入

例3 年に1回、4月に受け取っている場合は、「年1回、4月」と記入

②16歳以上19歳未満の控除対象扶養親族に関する申立書の記入要領

1 この申立書の目的・趣旨

この申立書は、前年の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において年齢が16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族について、ご記入いただくものです。

2 16歳以上19歳未満の所得税法上の扶養親族について

前年の12月31日（年の途中で死亡した場合には、その死亡の日）において、次のいずれにも該当する方がいる場合には、有に○をつけ、氏名・フリガナ・続柄・生年月日・同居・別居の別、（別居の場合のみ）住所及び就労の有無を記入してください。

- ① 配偶者以外の親族（6親等内の血族及び3親等内の姻族）か、都道府県等から養育を委託された児童（いわゆる里子）である
- ② あなたと生計を一にしている
- ③ 前年分の所得税法上の合計所得金額が48万円以下である
- ④ 青色申告者の事業専従者として給与の支払を受けていない又は白色申告者の事業専従者ではない

※ 記入欄が足りない場合は、子の氏名等を複数枚の申立書に分けてご記入ください。